（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　雇用保険法施行規則第百四十条の二第一項に規定する戦略産業雇用創造プロジェクト

附　則

（施行期日等）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条及び次条第二十一項の規定は、平成二十五年六月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の雇用保険法施行規則（以下「新雇保則」という。）附則第十七条の六の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第百四条第二項の規定により高年齢者労働移動受入企業助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対する高年齢者労働移動受入企業助成金の支給については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧雇保則第百十二条第二項第一号ロの計画若しくは同項第二号ロの計画を都道府県労働局長に提出した事業主又は同項第三号イ(1)の厚生労働大臣の認定を受けた事業主に対する地域求職者雇用奨励金の支給については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧雇保則第百十二条第六項第一号イに該当することとなった事業主に対する地域再生中小企業創業助成金の支給については、なお従前の例による。

4　新雇保則第百十六条第二項第一号に該当する事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のもの（中小企業事業主（新雇保則第百二条の三第一項第二号(5)に規定する中小企業事業主をいう。以下同じ。）を除く。）に対する新雇保則第百十六条第二項第二号ロの規定の適用については、平成二十六年三月三十一日までの間、同号ロ(1)中「三十万円」とあるのは「四十万円」とし、同号ロ(2)中「十万円」とあるのは「十万円（当該被保険者が二番目から五番目までに生じた場合にあっては、被保険者一人につき十五万円）」とする。

5　新雇保則第百十六条第二項第一号に該当する事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるもの（中小企業事業主に限る。）に対する同項第二号イの規定の適用については、平成二十六年三月三十一日までの間、同号イ(2)中「五番目まで」とあるのは「十番目まで」と、「十五万円」とあるのは「十五万円（当該被保険者が六番目から十番目までに生じた場合にあっては、被保険者一人につき十万円）」とする。

6　施行日前に旧雇保則第百十六条第三項の事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給に係る申請を行った事業主又は事業主団体に対する事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給については、なお従前の例による。

7　常時雇用する労働者の数が三百人以下の事業主（中小企業事業主を除く。）については、平成二十六年三月三十一日までの間は、当該事業主を中小企業事業主とみなして、新雇保則第百十六条第四項第一号イ及び第百三十九条第二項第一号の規定を適用する。

8　施行日前に旧雇保則第百十八条第二項第一号イ(2)の計画を提出した事業主又は同号ロ(2)の計画を提出した事業主に対する介護労働環境向上奨励金の支給については、なお従前の例による。

9　施行日前に旧雇保則第百十八条の三第二項の規定により発達障害者雇用開発助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対する発達障害者雇用開発助成金の支給については、なお従前の例による。

10　施行日前に旧雇保則第百十八条の三第四項の規定により難治性疾患患者雇用開発助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対する難治性疾患患者雇用開発助成金の支給については、なお従前の例による。

11　施行日前に旧雇保則第百十八条の三第六項の規定により精神障害者雇用安定奨励金の支給を受けることができることとなった事業主に対する精神障害者雇用安定奨励金の支給については、なお従前の例による。

12　施行日前に旧雇保則第百十八条の三第七項の規定により職場支援従事者配置助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対する職場支援従事者配置助成金の支給については、なお従前の例による。

13　施行日前に旧雇保則第百二十五条第二項第一号に規定する対象職業訓練、対象短時間等職業訓練、対象認定実習併用職業訓練及び対象有期実習型訓練を実施する事業主並びに自発的職業能力開発経費を負担する事業主又は職業能力開発休暇を与える事業主に対する訓練等支援給付金の支給については、なお従前の例による。

14　施行日前に旧雇保則第百二十五条第三項第二号に規定する対象高度化職業訓練、対象新分野職業訓練及び対象実践的職業訓練を実施する事業主並びに自発的職業能力開発経費を負担する事業主又は職業能力開発休暇を与える事業主に対する中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給については、なお従前の例による。

15　主として常時雇用する労働者の数が三百人以下の事業主により構成される事業主団体（主として中小企業事業主により構成されるものを除く。）については、平成二十六年三月三十一日までの間は、当該事業主団体を主として中小企業事業主により構成される事業主団体とみなして、新雇保則第百三十九条第二項第一号の規定を適用する。

16　施行日前に旧雇保則第百二十五条第二項第一号に規定する対象職業訓練、対象短時間等職業訓練、対象認定実習併用職業訓練又は対象有期実習型訓練を開始した事業主については、第二条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（以下「旧建労則」という。）第七条の二第二項第二号ロの規定は、なおその効力を有する。

17　施行日前に旧建労則第七条の二第二項第一号ハ（旧建労則附則第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する技能実習を開始した者に対する建設教育訓練助成金の支給については、なお従前の例による。

18　施行日前に旧建労則第七条の二第二項第一号ニに規定する技能実習等を開始した者に対する建設教育訓練助成金の支給については、なお従前の例による。

19　旧建労則第七条の二第三項（旧建労則附則第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、平成二十五年五月三十一日までの間、なおその効力を有する。

20　施行日前に旧建労則附則第三項第一号に該当することとなった者に対する建設教育訓練助成金の支給については、なお従前の例による。

21　前条第一項ただし書に規定する規定の施行の日前に第三条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第七条の二第一号リに規定する事業又は同号ヌ(2)に規定する対象教育訓練を開始した者に対する建設教育訓練助成金の支給については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第六十八号

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百四十九条第二項の規定に基づき、並びに厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「、審査企画官」を削り、同条第一項中「二十二人、審査企画官一人」を「二十一人」に改め、同条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

第二十一条の見出し及び同条第一項中「新型インフルエンザ対策推進室及び」を「予防接種室及び新型インフルエンザ対策推進室並びに」に改め、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　予防接種室は、予防接種に関する対策の企画及び立案並びに調整に関する事務（他局、他課及び新型インフルエンザ対策推進室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　予防接種室に、室長を置く。